

いじめ防止基本方針

高知県立高知江の口特別支援学校

令和8年 改定



◆はじめに

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。また、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。

いじめは、いじめを受けた子どもたちの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することや保護者、地域、関係機関と連携をもちながら取り組む必要がある。

「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめは、人間として絶対に許されない『人権侵害』であり、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、全校の児童生徒が心豊かで「いじめのない学校生活」を笑顔で送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

なお、いじめ防止の取組については、事案発生後の指導にとどまることなく、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導を重視し、より予防的な視点を強化して取り組むことが求められており、子どもの意見を反映して推進していく。

◆ 目 次 ◆

I いじめ問題に関する基本的な考え方…………… 1	IV 事案対処…………… 5
1 いじめの定義	1 いじめ対応の基本的な流れ
2 いじめの基本認識	2 ネット上のいじめの対応
3 具体的ないじめの態様	V いじめ問題に取り組む体制の整備…………… 6
II 未然防止…………… 2	1 いじめ防止対策委員会の設置
1 児童生徒の様子を知るための取組	2 いじめ防止基本方針に基づく年間計画
2 いじめ防止のための教職員の取組	3 いじめ発生時の組織的対応の流れ
3 児童生徒の自己有用感を高め、 自尊感情を育む	4 教職員の資質向上に資する校内研修の充 実
4 児童生徒会の取組の推進	5 「いじめ防止基本方針」の評価等
5 家庭や地域に対する啓発	参考資料
III 早期発見…………… 4	※ チェックリスト
1 教職員がいじめに気づく力を高める	(児童生徒用・保護者用・教職員用)
2 早期発見のための手立て	* いじめ防止対策推進法
3 相談しやすい環境づくり	* 高知県いじめ防止基本方針 (別冊)

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等子どもに対して、当該児童等子どもと一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、当該行為の対象となった児童等子どもが心身の苦痛を感じているもの（場所は学校内外問わず）」をいう。（2013年施行「いじめ防止対策推進法」）

この定義では、行為が「一方的」「継続的」であるか、相手が「弱い」かを問わず、被害当事者が苦痛を感じるかどうかが最も重要で、「ネットいじめ」や「無視・仲間外れ」等も広く含まれる点が特徴である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。（いじめ防止等のための基本的な方針 文科省）

2 いじめの基本認識

いじめは「人間として絶対に許されない『人権侵害』であり、どの学校の子どもにも起こり得る」という認識が基本であり、「いじめられた側」がどう感じたかで判断される。

- ・いじめは卑怯な行為である。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の法律に抵触する。
- ・いじめは学校、家庭、地域、関係機関がそれぞれの役割を果たし、社会全体で取り組む問題である。

3 具体的ないじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。＜脅迫・名誉毀損・侮辱＞
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。＜暴行＞
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。＜暴行・傷害＞
 - 金品をたかられる。＜恐喝＞
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。＜窃盗・器物破損＞
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。＜強要・強制わいせつ＞
 - ネットやSNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。＜名誉毀損・侮辱＞ 等
- ※ これらは単独で起こることも、複合的に行われることもある。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学校にも学級にも起こりうる」「いじめは、絶対に許さない」という意識を全ての教職員が共有し、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

また、児童生徒・保護者の意識、学校の特性等を把握し、年間を通した予防的な取組を計画的に実施する。

1 児童生徒の様子を知るための取組

児童生徒の様子を知るためには、教職員の気付きが重要である。児童生徒の目線に立って物事を考え、個々の置かれた状況や心身の状態の機微に気付く力を高めることが大切である。また、日常での児童生徒の状態や様子を、関係者の間で情報共有することが大事である。

＊職員朝礼、ケース会、支援会等での情報共有

＊学部間や寄宿舎との情報共有

児童生徒の声を反映した活動の推進

いじめの未然防止には、児童生徒自身の主体的な活動が重要である。学校は、児童生徒会やアンケート等の機会を通じて、児童生徒の意見を積極的に汲み取り、児童生徒の要望を、学校の具体的な活動や指導に反映させる。

＊児童生徒への各種アンケート調査の実施

＊スクールカウンセラーの周知と積極的な活用

＊児童生徒の意見を反映した取組と主体的な行動の尊重 等

2 いじめ防止のための教職員の取組

教職員は、「早期発見・組織的対応・未然防止」を軸に、特に「発達支持的生徒指導」を重視して取り組む。

(ア) 教職員対象の研修の実施

(イ) 発達支持的生徒指導の推進（児童生徒部と人権教育委員会の連携）

(ウ) 児童生徒の情報を共有し、組織的に「いじめ問題」に取り組む

(エ) ネットいじめへの対応

(オ) 人権教育や道徳教育の充実

(カ) 児童生徒の様子を知るために、学校生活アンケートや聞き取りを行う 等

3 児童生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育む

- (ア) 学校生活、寄宿舎生活等、他者と関わる環境の中でコミュニケーション力を高める。
- (イ) 児童生徒の実態や特性に合わせ、「分かる授業」「楽しい授業」を推進する。
- (ウ) 他学年や他学部と交流を推進し、社会性を育む。
- (エ) 交流学習・体験学習の推進及び各行事を充実させる。
- (オ) 児童生徒の居場所づくりや絆づくりを充実させる。
- (カ) 児童生徒の自己肯定感や他者への共感性を育む「発達支持的生徒指導」を計画的に実施する。
- (キ) 人権教育や道徳教育などの充実を図る。

4 児童生徒会の取組の推進

- (ア) 「いじめ」について、児童生徒会活動の年間計画を立てる。
- (イ) 「いじめ」は、法律で禁止されていることを知る。
(いじめの禁止) 児童等は、いじめを行ってはならない。(いじめ防止対策推進法 第4条)
- (ウ) 児童生徒部と連携し、「いじめのない学校づくり」に関する標語等を作成・掲示し、「いじめ」に対する意識を高める。

5 家庭や地域に対する啓発

- (ア) P T A総会や文書等により、「いじめ問題」に対する認識と家庭の役割の理解を得る。
- (イ) 「いじめ」をテーマにした研修会等を実施する。
- (ウ) 「いじめ防止対策基本方針」をホームページに掲載し、地域の方々に本校の「いじめ問題」への取組について、理解・啓発に努める。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、いかなる兆候であってもいじめではないかという疑いをもって早い段階からの確に関わりをもち積極的に認知する。

1 教職員がいじめに気づく力を高める

- (ア) 児童生徒の立場に立ち、共感的に理解する。
- (イ) 児童生徒の異変を見逃さないよう知識、観察力を高める。
- (ウ) ネット上のいじめのみならず、「いじめは大人の見えないところで行われている」という認識をもつ。
- (エ) いじめられている本人からの訴えは少ないことを理解する。

2 早期発見のための手立て

- (ア) 生徒の理解：性格特性・パーソナリティー・表情の変化などを日々の観察から理解する。
- (イ) 友人関係：距離感・コミュニケーションの様子等の変化に気付く。
- (ウ) 出席状況：欠席・遅刻・早退等、登校状態の些細な変化を気にかける。
- (エ) 学校生活アンケートの実施と活用

3 相談しやすい環境づくり

- (ア) つらいことや我慢していることは、大人に相談して良いことの周知徹底。
- (イ) スクールカウンセラー等の相談者の情報を提供する。
- (エ) 相談ボックスや、各種相談窓口を周知する。
- (ウ) 本人からの訴えには心身の安全を保証し、事実関係や気持ちを傾聴する。
- (エ) 周囲の児童生徒からの客観的な意見を聞く。
- (オ) 問題発生の有無に関わらず、日頃から保護者等との信頼関係を築き、学校に相談しやすい関係性を作る。

※相談窓口

学級担任

学部主事

養護教諭

寄宿舎

管理職

スクールソーシャルワーカー

スクールカウンセラー

高知県心の教育センター
(24 時間子ども SOS ダイヤル)
電話：0120-0-78310

こうち高校生 LINE 相談
高校生を対象に LINE (SNS アプリ) による相談

Ⅳ 事案対処

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく早期に適切な対応を行う。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するために、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守りを行う。

1 いじめ対応の基本的な流れ

- (ア) 正確な実態把握をする。(当事者双方、周りからの聞き取りを記録する・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する・いじめの全体像を把握する)
- (イ) いじめ情報のキャッチをしたら、「いじめ防止対策委員会」を招集する・いじめられた児童生徒を徹底して守るために体制を整備する。
- (ウ) 指導体制、方針決定(指導のねらいを明確にし、全ての教職員の共通理解を図る・対応する教職員の役割分担を考える・関係機関との連携を図る)
- (エ) 児童生徒への指導・支援(いじめられた児童生徒の心配や不安を取り除く・いじめた児童生徒には「いじめは決して許されない人権侵害である」ということを理解できるような指導をする・周囲の児童生徒に対しては傍観者ではなく、抑止者になることを促す 等)
- (オ) 保護者との連携(直接会って、具体的な対策を話す・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う)
- (カ) 今後の対応(継続的な指導や支援・カウンセラー等の活用・心の教育の充実を図った学級経営を図る)

正確な実態把握



指導体制、方針決定



生徒への指導・支援



今後の対応

2 ネット上のいじめの対応

- (ア) 未然防止のために、家庭での指導が不可欠であることから、フィルタリングや使用のルールづくりを依頼することや、校内での研修を行う。
- (イ) トラブルに巻き込まれたであろう小さな変化がみられた際は躊躇なく、学校に相談することを促す。
- (ウ) 早期発見・早期対応のために、関係機関と連携した対応を行う。
- (エ) 児童生徒への情報モラルに関する指導を徹底する。
- (オ) 教職員はネットの危険性等について研修を深め、認識を高める。
- (カ) ネットパトロールの活用を図る。

V いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

1 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止対策委員会は、学校長が任命した教頭、主幹教諭、学部主事、児童生徒部長、寮務主任、人権教育主任、養護教諭、スクールカウンセラーをメンバーとして設置する。なお、メンバーは事案等に応じて柔軟に対応する。

いじめ防止対策委員会は、いじめ対策に特化した役割をもつ

いじめ防止対策委員会
＜構成メンバー＞
校長、教頭、主幹教諭、学部主事、
児童生徒部長、人権教育主任、寮務主任、養護教諭 等

いじめの発生

緊急対応会議

＜調査班＞
学部主事、担任、
児童生徒部担当、養護教諭 等

＜対応班＞
学部主事、児童生徒部長、担任、
人権教育主任、スクールカウンセラー等

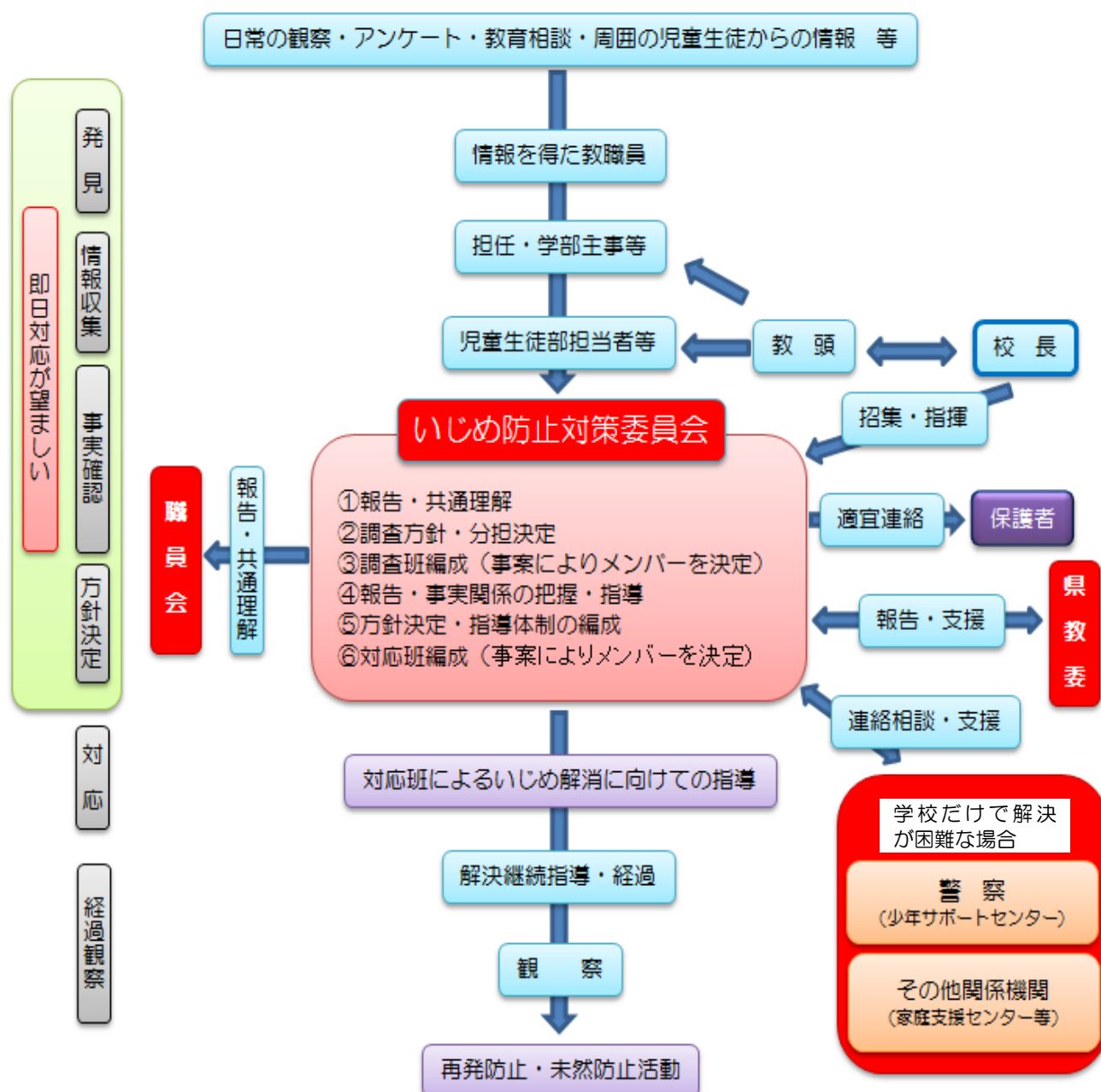
2 いじめ防止基本方針に基づく年間計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組む。
(年間計画は巻末に添付する)

3 いじめ発生時の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ即日に報告し、学年及び学校全体の組織的な対応につなげる。校長はいじめ防止対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒を徹底して守りとおす。

いじめ発生時の組織的対応フロー図



いじめ発生又は疑いのあるときの対応 例（参考）

■被害児童生徒等からの訴え（アンケート含）があった場合

〔担任が聞き取りをする〕

- ①秘密を守ること、被害者児童・報告した児童生徒を必ず守ること伝える。
- ②訴えてきた児童生徒からの話をじっくり聴く（傾聴の姿勢）
結論を誘導しない。本人の言葉で語らせる。
- ③次の事項は必ず確認する 被害児童生徒や他の児童生徒からの訴えがあった場合
 - 誰から1対1？複数？グループ？
 - いつから？（最近？長期？）どんな時に？
 - どんなこと？（暴力？無視？など）
 - どこで？（教室、トイレ、学校の帰り道など）
 - きっかけは？
- ④事実関係の正確な把握・解決のために関係児童生徒に聞き取りをすること、保護者等にも伝えることを本人に承知してもらう ※担任が一人で抱え込まないよう注意する

■保護者等からの訴えがあった場合

〔担任が聞き取りをする〕

- ①見落としていた事への謝罪をする
- ②被害者児童生徒を必ず守ることを伝える。
- ③訴えてきた保護者等からの話をじっくり聴く（傾聴の姿勢）
- ④次の事項は必ず確認する
 - 誰から1対1？複数？グループ？
 - いつから？（最近？長期？）どんな時に？
 - どんなこと？（暴力？無視？など）
 - どこで？（教室、トイレ、学校の帰り道など）
 - きっかけは？
- ⑤事実関係の正確な把握・解決のために被害児童生徒本人と関係児童生徒に聞き取りをすることを承知してもらう。

■担任や教職員が発見した場合

学部主事・人権教育主任・児童生徒部長（生徒指導主事）へ報告 → 人権教育主任が管理職に報告 ※緊急の場合は直接管理職へ報告

管理職が、「いじめ防止対策委員会」を招集

管理職との事前協議

校長、教頭、事務長、主幹教諭、各学部主事、担任等が今後（緊急）の対策について事前に協議する。

- ①（再度の）事実確認方法及び分担（どのような方法で、だれが、だれを担当）
- ②事実確認すべき事項
- ③事実確認で配慮すべき事柄
- ④当面の見守り体制

※必要に応じて、緊急職員会議等を開催（当面の取組の周知等）

- ①これまで把握したことの連絡
 - ②教育委員会からの指導事項・事実確認すべき事項・事実確認で配慮すべき事柄の徹底
 - ③（再度の）事実確認の方法及び分担
 - ④当面の職員の動き・・・校内の交代での巡視による児童生徒の見守り及び児童の状況の確認
- ※いじめの事実のあるなしにかかわらず、訴えた児童生徒への支援策を検討する。

県教委（特別支援教育課）へ報告

- ・いじめが発生したこと
- ・客観的な事実。詳細は再度の調査結果で報告すること
- ・指導助言をもらう

いじめ防止対策委員会の開催（本格的対応策決定）

聞き取りと状況によっては質問紙によるアンケートの実施
事実関係の突き合わせと、全体像の把握をする（いじめの判断）

- 誰から1対1？複数？グループ？
- いつから？（最近？長期？）どんな時に？
- どんなこと？（暴力？無視？など）
- どこで？（教室、トイレ、学校の帰り道など）
- きっかけは？

※くいちがいがある場合、再度の事実確認をする。
再度の事実確認後、対応策・解決策の方針を決める
被害者児童生徒への対応と保護者等への説明方法と内容
※いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童生徒への支援策を検討。
加害児童生徒への対応と保護者等への説明方法と内容
クラスや学年全体への指導の在り方、職員の見守りや巡視体制
※解消しても、支援は継続していく（引き継ぎをわすれない）

加害児童生徒への事実確認

〔担任が聞き取りをする（他の教員は必要に応じて協力）〕
※一人ずつ、同時に行う。（担当する児童生徒を割り振る）
※人格を否定しない。「やったこと（事象）」が問題であるという立場で。

- ①決めつけることなく、事実確認を行う。（共感的に聞く）
 - 背景やいじめの理由
- ②認めない場合は次のことを確認

- 誰から1対1？複数？グループ？
- いつから？（最近？長期？）どんな時に？
- どんなこと？（暴力？無視？など）
- どこで？（教室、トイレ、学校の帰り道など）
- きっかけは？

取組方針等の決定

●被害者児童生徒への説明と支援

今後の対応策・支援策を話す。
※断固として守ることを伝える
今の気持ちを確認する。
※安心したか、納得しているかなど

●被害者児童生徒の保護者へ説明

まず、いじめが起きたことについて謝罪
①いじめの事実を正確に伝える。
②具体的な対処方法を説明する。
・被害児童生徒へ・加害児童生徒、保護者等へ
・クラス、学年全体へ
③今後も連絡を密にしていくことを伝える
※学校は、児童生徒を守りとおす姿勢を示す。
※保護者等の心情を理解する。
・「人権侵害である」との認識に欠ける発言
・児童生徒の理解不足・感性の乏しさを問われる発言・被害者の痛みに共感を示さない発言
・具体性のない発言
・自己防衛的な発言はしないように。
※カウンセリングが必要なら、カウンセラーを要請することを伝える。

●加害者児童生徒への指導

- ・何がいけなかったか考えさせる。
- ・被害者の気持ちを考えさせる。
- ↓
- 被害者に謝罪させる。
- ・正しいかわり方を教える。など

●加害者児童生徒の保護者へ説明・協力依頼

- ①いじめている事実を正確に伝える。
- ②具体的な対処方法を説明する。
- ③具体的な助言を与え、子どもの立ち直りに協力依頼する（学校も協力：大事な子ども）。
- ④被害児童生徒保護者等への謝罪をすすめる。
※児童生徒の人格を否定しない。行動が問題。
※保護者等の心情を理解する（いかり、情けなさ、自責の念、今後への不安）
※必ず、立ち直っていくという姿勢で。
※カウンセリングが必要なら、カウンセラーを要請することを伝える。

担任・管理職が複数で家庭訪問

被害・加害者児童生徒が複数の場合、学部内等で手分けして訪問する。

県教委（特別支援教育課）への報告

- ①報告内容
 - ・被害児童生徒の学年、性別、氏名
 - ・加害児童生徒の学年、性別、氏名
 - ・いじめの全体像
 - いつごろから
 - どのようないじめが
 - ・校内での対応について
 - ・児童生徒や保護者等の受けとめの様子
- ②指導・助言を受ける
- ③場合によっては、スクールカウンセラー等の派遣要請

以後、長期に渡って様子を見守り、定期的に管理職へ報告する。

5 教職員の資質向上に資する校内研修の充実

- (ア) すべての教職員に年に複数回の校内研修を実施する。
- (イ) いじめの対応の失敗から学ぶ事例研究を行う。
- (ウ) いじめを生み出さない教室環境整備や言語環境指導について、校内外の取組から学ぶ。

6 「いじめ防止基本方針」の評価等

「いじめ防止基本方針」の取組等について、自己評価と併せて外部評価を下記の観点から実施する。

- (ア) いじめ問題の重大性を全ての教職員が認識し、学校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」(人権教育、道徳教育、キャリア教育 等)に組織的に取り組んでいるか。
- (イ) いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間で共通理解を図っているか。
- (ウ) いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で組織的に対応しているか。
- (エ) いじめ問題の解決のために、県教委との連携を密にするとともに、必要に応じて、福祉事務所や警察等の地域の関係機関との連携を行っているか。
- (オ) 学校におけるいじめへの対処方針や年間計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- (カ) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

【参考資料】 早期発見（子どものサインを見逃さないために）

学校生活におけるいじめ発見のチェックリスト

（いじめられている子どもの出すサイン）

場 面 等	観察の視点（特に変化が見られる点）	
朝 の 会	・ 遅刻・欠席が増えた ・ 表情がさえず、うつむきかげん	・ 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ ・ 出席確認の際、声が小さくなった
授業の開始時	・ 忘れ物が多い ・ 用具、机、椅子等が散乱している ・ 一人だけ遅れて教室に入ってくる	・ 涙を流した気配が感じられる ・ 周囲が何となくわざとらしい ・ 席を替えられている
授 業 中	・ 正しい答えを冷やかされる ・ ひどいあだ名で呼ばれる ・ グループ分けで孤立しがちである ・ 保健室によく行く ・ ふざけた質問をする	・ 発言に対して、しらけや嘲笑が見られる ・ 頭痛、腹痛などを頻繁に訴える ・ 筆圧が弱くなる ・ 不真面目な態度で授業を受ける ・ テストを白紙で出す
休 み 時 間	・ 一人でいることが多い ・ 訳もなく階段や廊下等を歩く ・ 遊びの中で孤立しがちである ・ 仲良しでない者とトイレに行く	・ 用もないのに保健室や職員室等に来る ・ プロレスごっこで負けることが多い ・ 集中してボールを当てられる ・ 大声で歌を歌う
給食(昼食)時	・ 食べ物にいたずらをされる ・ 嫌われるメニューを多く盛られる	・ グループで食べるときに席を離れている ・ 好きなものを友達に譲る
清 掃 時	・ 目の前にゴミを捨てられる ・ さぼることが多くなる	・ 最後まで一人でやる ・ 人が嫌がる仕事を一人でする
放 課 後	・ 衣服が汚れている ・ 用もないのに残っている日がある ・ 部活動に参加しなくなった	・ 傷やあざなどがある ・ 急いで一人で帰宅する ・ 他の友達の荷物を持って帰る
その他の言動 や表情、しぐさ	・ 視線をかわさない ・ 寂しそうな暗い表情をする ・ 手遊びなどが多くなる ・ 委員をやめたいと申し出るなどやる気を失う ・ 突然大声を出すことがある	・ 活気がなく、おどおどした感じになる ・ 教職員と話すときに不安な表情をする ・ チックなどが見られる ・ 独り言が増えた ・ 言葉遣いが荒れた感じになった
持ち物や衣服	・ 教科書などにいたずら書きがある ・ 刃物など危険な物を所持する ・ 異装、異髪をしる	・ 持ち物、靴、傘などがなくなる ・ 高価なものを学校に持ってくる ・ 人前に下着姿などで現れる
そ の 他	・ 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写がある ・ 教科書、教室の壁、掲示物などに落書きやいたずらがある ・ 下駄箱の中に嫌がらせの手紙やゴミが入っている ・ 教材費、写真代などの提出が遅れる ・ 飼育動物や昆虫などに虐待行為をする ・ インターネットや携帯電話のメールに悪口が書き込まれる ・ 校則違反、万引きなどの問題行動をとる	

網掛け＝無理にやられている可能性のあるもの

保存版

いじめのサイン

発見シート

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会座長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。



朝（登校前）

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- ☐ ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。



夕（下校後）

- ☐ ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



夜間（就寝後）

- ☐ ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。



お子さまのようすは
いかがですか？



夜（就寝前）

- ☐ ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ ☐ 学校や友達の話がへった。
- ☐ ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていますか？

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。



- ☐ ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ ☐ 買ったおぼえない物を持っている。
- ☐ ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」 もしかしてと 思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう

24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

0120-0-78310

☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。

学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト（教職員用）

1 いじめの防止のための取組

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

項目		チェック			
授業づくり・ 学校づくり	児童生徒が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4	3	2	1
	全ての児童生徒が参加できる授業づくりに努めている	4	3	2	1
		4	3	2	1
		4	3	2	1
児童生徒理解・ 集団づくり	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4	3	2	1
	児童生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに、児童生徒一人一人と会話するよう心がけている	4	3	2	1
		4	3	2	1
		4	3	2	1
児童生徒指導	児童生徒指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4	3	2	1
	児童生徒が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4	3	2	1
		4	3	2	1
教職員の 資質能力向上	教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4	3	2	1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4	3	2	1
		4	3	2	1

2 いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック			
いじめの 発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、児童生徒の実態把握に努めている	4	3	2	1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめ防止対策委員会」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4	3	2	1
	児童生徒の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4	3	2	1
		4	3	2	1
いじめの 対応等	被害児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守りとおすことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4	3	2	1
	加害児童生徒への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4	3	2	1
		4	3	2	1

3 家庭や地域の関係団体等との連携推進

項目	チェック
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている	4 3 2 1
児童生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取りするよう努めている	4 3 2 1
P T A活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている	4 3 2 1

いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)

(平成 25 年 6 月 28 日公布 平成 25 年 9 月 28 日施行)

第一章	総則（第一条—第十条）
第二章	いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
第三章	基本的施策（第十五条—第二十一条）
第四章	いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
第五章	重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
第六章	雑則（第三十四条・第三十五条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務

を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（財政上の措置等）

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

（いじめ防止基本方針）

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

（地方いじめ防止基本方針）

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

（学校におけるいじめの防止）

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

ない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対応に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対応することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対応する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三條 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）

第二十四條 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（校長及び教員による懲戒）

第二十五條 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）

第二十六條 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）

第二十七條 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八條 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人

をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第三十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。